組織の中の民生委員の意味

港務指導部　荒木繁義

「民生委員は生活保護ばしてやっと」

「相談でつのあるときは組合に行くもん」。

新労組も三池労組もなく世話しようとする民生委員は、労働組合の組織の中では孤立しているのだろうか。あまり人に知られたくない悩みや、問題の相談を受ける民生委員て何だろう。また、これからの民生委員は、どうあらねばならないのだろうか。

五年ぐらい前ですが、京都府社協の行なった「民生委員のこえ」調査によれば、朝日訴訟を「知っている」民生委員は四〇・三%であった。そのうち、「訴えは憲法の理念から当然」三〇・八%。「国家財政の現状から無理」四一・一%。「訴えは権利の乱用である」一一・六%。また、生活保護を、「権利というのは行過ぎ」五六・一%。「貧しい人の権利である」三〇・三%。「憎民をつくる」六・九%となっている。

朝日訴訟は、生活保護基準が憲法二十五条にいう「健康で文化的な生活を保障しているかどうか」十年にわたって争われ、人間裁判ともいわれてきたものです。

一審の判決を不満とする政府側の厚生大臣が控訴人であり、その控訴理由は、「生活保護は高度の政治的問題だから、裁判所で軽々しく取り扱うべきでない」というものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

最高裁に上告後、三十九年二月十四日、岡山療養所でその生涯をとじましたが、この訴訟は憲法のたてまえを具体的に実現させる重要な運動となり、最低賃金制確立、社会保障拡充の見地から画期的なものだったといえましょう。

最高裁は、「生存権を保障した憲法二十五条は、たんなる宣言とみなす」として、「この規定は、国民が生存権の具体的保障を国に要求する権利をみとめたものではない」と、述べたのです。

判決の日、朝日訴訟中央対策委員会（社・共・総評など五十団体加盟）は声明を発し、「最高裁判決は屈辱にみちたものであるが、朝日訴訟の精神と、それが残した業績は不滅であり、それをふみにじることは何人もできない……。われわれは、十年後の成果をふまえて、さらに一層、生活と権利の闘いを前進させるであろう」と、宣言している。

あなたは、朝日訴訟の内容を知ってるか。今後にどんな問題を残しているか。民生委員はこれをどう考えればよいか。北九州市民生委員に研修資料として配布されたものです。

いまの民生委員を見られる皆さんに、二つの見方があると思うのです。一つは、民生委員は住民につかえるのでなく、役所の補助機関で役所の方をむいている。だから、あまり頼りにならない、という見方。もう一つは、少くとも現在の制度の中で、住民の生活に入りこめるのは民生委員しかない。活動の仕方によっては、力になり得るのだ、という見方です。

四年前、「寝たきり老人」の生活を全国民生委員の手で調べあげ、その悲惨な実態を世論に訴え、マスコミや行政をつきあげ、予算を確保し、一連の対策を国にとらせましたが、この調査の中で老人医療の無料化が強く浮ぼりにされ、今日実現をみるに至っております。

いまは、時代の流れがあまりにも大きいので、現象に捉われ、個別の問題を社会の中に引きだすことを忘れたのでは、民生委員はいつまでたっても住民の中で孤立していきます。

住民の訴えを訴える立場にならなければなりません。このことは組織の中にいる民生委員が、組合の場を通じて訴えることにも通じるのです。

（筆者は民生委員として働いてきている人です）

貫くべき住民の立場

"朝日訴訟"の精神を受けつぎあくまで"福祉権"を追及する

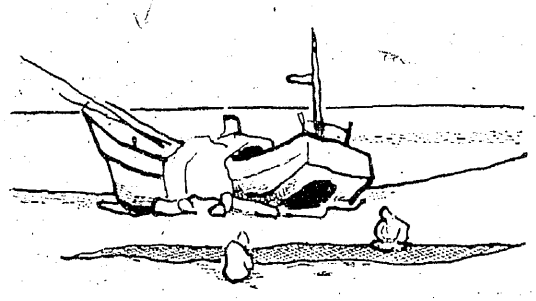

政府側証人の主張は、「生活保護基準を上げると、失対賃金や他の社会保険の給付に大きく影響する」「保護基準は、社会保障の給付額および、労働者の賃金の尺度である」と、いうものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

第一審判決は、「現行生活保護基準は生活保護法にもとり、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法二十五条の精神に反する」と、朝日側の主張を全面的にみとめました。

第二審判決は、「生活保護基準はすこぶる低額であるが、違法ではない」と、「すこぶる低額」であることをみとめながらも、「違法ではない」に力点がおかれている。

生活保護の実態が、〝人間〟に値する生存を保障するに十分でないことを百も承知の上で、その貧困を国民におしつけようとするものです。

入院中の日用品費月六百円（三十一年当時）。二年に一枚のパンツと、チリ紙一日二枚の生活しかできない。これはあまりにもむごい仕打ちではないか、と朝日氏はその手記に書いている。

主旨のものであった。審理中、朝日側の証人はこれに対して、「財源は非常に政治的なものである。困った人を幸せにしてやりたい、という人間味に満ちた予算を組む意志があれば、財源はでてくる」と反論している。

さらに具体的にいえば、「予算は絶対にないのでなく、ジェット機をつくる予算はあるけれども、養護児童を救う予算はない」ことである、ともいっている。

政府側証人の主張は、「生活保護基準を上げると、失対賃金や他の社会保険の給付に大きく影響する」「保護基準は、社会保障の給付額および、労働者の賃金の尺度である」と、いうものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

新労組も三池労組もなく世話しようとする民生委員は、労働組合の組織の中では孤立しているのだろうか。あまり人に知られたくない悩みや、問題の相談を受ける民生委員て何だろう。また、これからの民生委員は、どうあらねばならないのだろうか。

五年ぐらい前ですが、京都府社協の行なった「民生委員のこえ」調査によれば、朝日訴訟を「知っている」民生委員は四〇・三%であった。そのうち、「訴えは憲法の理念から当然」三〇・八%。「国家財政の現状から無理」四一・一%。「訴えは権利の乱用である」一一・六%。また、生活保護を、「権利というのは行過ぎ」五六・一%。「貧しい人の権利である」三〇・三%。「憎民をつくる」六・九%となっている。

朝日訴訟は、生活保護基準が憲法二十五条にいう「健康で文化的な生活を保障しているかどうか」十年にわたって争われ、人間裁判ともいわれてきたものです。

一審の判決を不満とする政府側の厚生大臣が控訴人であり、その控訴理由は、「生活保護は高度の政治的問題だから、裁判所で軽々しく取り扱うべきでない」というものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

最高裁に上告後、三十九年二月十四日、岡山療養所でその生涯をとじましたが、この訴訟は憲法のたてまえを具体的に実現させる重要な運動となり、最低賃金制確立、社会保障拡充の見地から画期的なものだったといえましょう。

最高裁は、「生存権を保障した憲法二十五条は、たんなる宣言とみなす」として、「この規定は、国民が生存権の具体的保障を国に要求する権利をみとめたものではない」と、述べたのです。

判決の日、朝日訴訟中央対策委員会（社・共・総評など五十団体加盟）は声明を発し、「最高裁判決は屈辱にみちたものであるが、朝日訴訟の精神と、それが残した業績は不滅であり、それをふみにじることは何人もできない……。われわれは、十年後の成果をふまえて、さらに一層、生活と権利の闘いを前進させるであろう」と、宣言している。

あなたは、朝日訴訟の内容を知ってるか。今後にどんな問題を残しているか。民生委員はこれをどう考えればよいか。北九州市民生委員に研修資料として配布されたものです。

いまの民生委員を見られる皆さんに、二つの見方があると思うのです。一つは、民生委員は住民につかえるのでなく、役所の補助機関で役所の方をむいている。だから、あまり頼りにならない、という見方。もう一つは、少くとも現在の制度の中で、住民の生活に入りこめるのは民生委員しかない。活動の仕方によっては、力になり得るのだ、という見方です。

四年前、「寝たきり老人」の生活を全国民生委員の手で調べあげ、その悲惨な実態を世論に訴え、マスコミや行政をつきあげ、予算を確保し、一連の対策を国にとらせましたが、この調査の中で老人医療の無料化が強く浮ぼりにされ、今日実現をみるに至っております。

いまは、時代の流れがあまりにも大きいので、現象に捉われ、個別の問題を社会の中に引きだすことを忘れたのでは、民生委員はいつまでたっても住民の中で孤立していきます。

住民の訴えを訴える立場にならなければなりません。このことは組織の中にいる民生委員が、組合の場を通じて訴えることにも通じるのです。

（筆者は民生委員として働いてきている人です）

考えることごと

臼井分会　東敬子

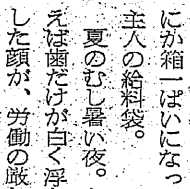

今日まで保存しておくつもりで取っていたけれど、捨てる気にならなかったのでした。

それは三十三年の五月からはじまる。今年で十六年目である私たち夫婦が、一緒に歩きはじめた最初の給料は、十八万、四十七時間残業で一万二千八百円也。こうして、私たちの新生活がはじまったのでした。

三十四年四月、一万四千円也。この年に長女が誕生し、翌年の三十五年四月は赤字の袋をさえられた安い給料袋ではあったけれど、捨てる気にならなかったのでした。

それは三十三年の五月からはじまる。今年で十六年目である私たち夫婦が、一緒に歩きはじめた最初の給料は、十八万、四十七時間残業で一万二千八百円也。こうして、私たちの新生活がはじまったのでした。

三十四年四月、一万四千円也。この年に長女が誕生し、翌年の三十五年四月は赤字の袋をもらっているし、三池闘争のときの賃付金九千八百円也や、越盆資金の袋なども混じり、一万円生活の様子と同時に、長女の最初に覚えた歌が「炭掘る仲間」であったことも思いだす。

その後、三十七年、三十八年、三十九年と、一万円にも満たない生活を強いられている。このように低い賃金で労働者を苦しめ、資本の利潤追求のみに狂奔する三井の人殺しの歴史が、この袋を通して如実に物語っています。

こういった中で、いまでは中学生に成長している長女が、なくなったいまとなっては、借金をしても希望を入れてやるんだったかな、と後悔してもはじまりません。人として、子供の幸せを願わない親は一人もいないのですから。

参院選は、「保革逆転」を目ざして前進した闘いを勝ちとりましたが、今後もお互い、インフレに奔ろうされる生活をだしあいながら、労働者の家族が幸せな暮らしができるように、すこしでも、インフレ政策に歯どめをかけ、政治の流れを変えていく希望をもちたいと思いまである、ともいっている。

政府側証人の主張は、「生活保護基準を上げると、失対賃金や他の社会保険の給付に大きく影響する」「保護基準は、社会保障の給付額および、労働者の賃金の尺度である」と、いうものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

新労組も三池労組もなく世話しようとする民生委員は、労働組合の組織の中では孤立しているのだろうか。あまり人に知られたくない悩みや、問題の相談を受ける民生委員て何だろう。また、これからの民生委員は、どうあらねばならないのだろうか。

五年ぐらい前ですが、京都府社協の行なった「民生委員のこえ」調査によれば、朝日訴訟を「知っている」民生委員は四〇・三%であった。そのうち、「訴えは憲法の理念から当然」三〇・八%。「国家財政の現状から無理」四一・一%。「訴えは権利の乱用である」一一・六%。また、生活保護を、「権利というのは行過ぎ」五六・一%。「貧しい人の権利である」三〇・三%。「憎民をつくる」六・九%となっている。

朝日訴訟は、生活保護基準が憲法二十五条にいう「健康で文化的な生活を保障しているかどうか」十年にわたって争われ、人間裁判ともいわれてきたものです。

一審の判決を不満とする政府側の厚生大臣が控訴人であり、その控訴理由は、「生活保護は高度の政治的問題だから、裁判所で軽々しく取り扱うべきでない」というものであった。すなわち、政府側の証人は、保護基準が「すこぶる低額」であっても、賃金水準の引き上げに影響しては困る、と主張したわけです。

最高裁に上告後、三十九年二月十四日、岡山療養所でその生涯をとじましたが、この訴訟は憲法のたてまえを具体的に実現させる重要な運動となり、最低賃金制確立、社会保障拡充の見地から画期的なものだったといえましょう。

最高裁は、「生存権を保障した憲法二十五条は、たんなる宣言とみなす」として、「この規定は、国民が生存権の具体的保障を国に要求する権利をみとめたものではない」と、述べたのです。

判決の日、朝日訴訟中央対策委員会（社・共・総評など五十団体加盟）は声明を発し、「最高裁判決は屈辱にみちたものであるが、朝日訴訟の精神と、それが残した業績は不滅であり、それをふみにじることは何人もできない……。われわれは、十年後の成果をふまえて、さらに一層、生活と権利の闘いを前進させるであろう」と、宣言している。

あなたは、朝日訴訟の内容を知ってるか。今後にどんな問題を残しているか。民生委員はこれをどう考えればよいか。北九州市民生委員に研修資料として配布されたものです。

いまの民生委員を見られる皆さんに、二つの見方があると思うのです。一つは、民生委員は住民につかえるのでなく、役所の補助機関で役所の方をむいている。だから、あまり頼りにならない、という見方。もう一つは、少くとも現在の制度の中で、住民の生活に入りこめるのは民生委員しかない。活動の仕方によっては、力になり得るのだ、という見方です。

四年前、「寝たきり老人」の生活を全国民生委員の手で調べあげ、その悲惨な実態を世論に訴え、マスコミや行政をつきあげ、予算を確保し、一連の対策を国にとらせましたが、この調査の中で老人医療の無料化が強く浮ぼりにされ、今日実現をみるに至っております。

いまは、時代の流れがあまりにも大きいので、現象に捉われ、個別の問題を社会の中に引きだすことを忘れたのでは、民生委員はいつまでたっても住民の中で孤立していきます。

住民の訴えを訴える立場にならなければなりません。このことは組織の中にいる民生委員が、組合の場を通じて訴えることにも通じるのです。

（筆者は民生委員として働いてきている人です）

考えることごと

臼井分会　東敬子

今日まで保存しておくつもりで取っていたけれど、捨てる気にならなかったのでした。

それは三十三年の五月からはじまる。今年で十六年目である私たち夫婦が、一緒に歩きはじめた最初の給料は、十八万、四十七時間残業で一万二千八百円也。こうして、私たちの新生活がはじまったのでした。

三十四年四月、一万四千円也。この年に長女が誕生し、翌年の三十五年四月は赤字の袋をさえられた安い給料袋ではあったけれど、捨てる気にならなかったのでした。

それは三十三年の五月からはじまる。今年で十六年目である私たち夫婦が、一緒に歩きはじめた最初の給料は、十八万、四十七時間残業で一万二千八百円也。こうして、私たちの新生活がはじまったのでした。

三十四年四月、一万四千円也。この年に長女が誕生し、翌年の三十五年四月は赤字の袋をもらっているし、三池闘争のときの賃付金九千八百円也や、越盆資金の袋なども混じり、一万円生活の様子と同時に、長女の最初に覚えた歌が「炭掘る仲間」であったことも思いだす。

その後、三十七年、三十八年、三十九年と、一万円にも満たない生活を強いられている。このように低い賃金で労働者を苦しめ、資本の利潤追求のみに狂奔する三井の人殺しの歴史が、この袋を通して如実に物語っています。

こういった中で、いまでは中学生に成長している長女が、なくなったいまとなっては、借金をしても希望を入れてやるんだったかな、と後悔してもはじまりません。人として、子供の幸せを願わない親は一人もいないのですから。

参院選は、「保革逆転」を目ざして前進した闘いを勝ちとりましたが、今後もお互い、インフレに奔ろうされる生活をだしあいながら、労働者の家族が幸せな暮らしができるように、すこしでも、インフレ政策に歯どめをかけ、政治の流れを変えていく希望をもちたいと思いまである、という発言に、私は考えこんでしまいました。このものすごいインフレの中で、金の値うちのなくなったいまとなっては、借金をしても希望を入れてやるんだったかな、と後悔してもはじまりません。

×

この欄にご投稿を。

▽　△

見てきたソ連邦

素晴らしい国の歩み

蒲池哲夫　書記次長

ソビエト・モスクワにおいて、炭鉱労働者の安全と健康を守る国際会議の準備会に、炭労代表団三名のうちの一人として、私も参加した。

準備会議終了後、ドンパス炭田、ヤルタ等、炭鉱の現場、研究所、炭鉱労働者や一般国民の福祉施設などを、約十日間にわたって見学した。

短い、限られた時間のなかですべてを知り、見ることはできないが、見学した個所の一つひとつに、労働者・農民の国家の素晴らしさと、さらに底知れない発展の可能性を秘めた、社会主義体制の偉大さを強く印象づけられた。

炭労の代表というので、すべて炭鉱を中心に案内されたが、以下見てきた内容について述べて見たい。

炭鉱労働者の労働条件

坑内という、真暗な自然条件の中で闘う労働者であることから、全産業中最高の賃金をとっている。坑外から、坑内へおよぶその作業の程度に応じて、三百ルーブルから六百ルーブル（日本円で、十一万五千円から二十三万円）となっている。

労働時間も、従来は現場労働時間で表現していたようであるが、現在は、坑口から坑口までの時間で、急傾斜採炭では、六時間の四交替。その他坑内は、七時間の三交替となっている。

従って道中時間、休憩時間を含めると、実労働時間は非常に短時間である。

実質九時間におよぶ日本の労働時間と、さらに公休出勤や残業・早出を強制される超長時間労働で働かされる炭鉱労働者とは、雲泥の差である。

休暇・休日を見ると、毎週水・日の週休二日制であり、さらに夏季休暇として、一カ月間の有給休暇がある。

日本の場合は、有給二十六日。盆・正月無給七日間。国民祝祭日さえ休めない。これまた格段の差がある。

年金は、坑内夫は四十五歳から賃金の八〇%が支給される。日本では五十五歳からであり、わが国より十年も早く支給される。金額についても、賃金の四〇%にも満たない年金の日本とは、比べものにならない。

炭鉱の坑内

カール・マルクス炭鉱と、クラスニ・ウーチエという炭鉱に入坑した。

採炭現場は機械化・自動化され、能率よりも人間の安全を第一に考えられている。

もちろん、働いて、社会に、国民に返すことをモットーとする社会主義思想の中では当然のことであろうが、カール・マルクス炭鉱では、傾斜が七十度という、井戸と同様な個所を採炭しながら、人当り月能率が三十五トンであることを、労働組合幹部は恥じているように話していた。

一般の坑道にしても、枠析れひとつなく、材料もキチンと整理されていた。最初から枠間をせまく張り、坑道全面をコンクリートで巻いているほどの状態であり、わが国のように、切りつめるだけ資材を節約した結果の、でこぼこ坑道とはとても比較にならない。（つづく）

×

ソ連邦での、〝炭鉱労働者の安全と健康を守る国際会議準備会〟には、日本・アメリカ・イギリス・西ドイツ・カナダ（以上資本主義国）、東ドイツ・チエコスロバキヤ（以上社会主義国）などの各国から多数の炭鉱労働者が参加した。日本からは炭労代表の三人、三池から蒲池次長、夕張から桐生委員長（団長）、真谷地から石山労働部長が参加した。この項はその報告で、数回にわたって連載する計画。ご愛読をお願いする。

×

写真は、会議の模様。向う側のまんなか付近に、蒲池次長の姿が見えている。

▽　△